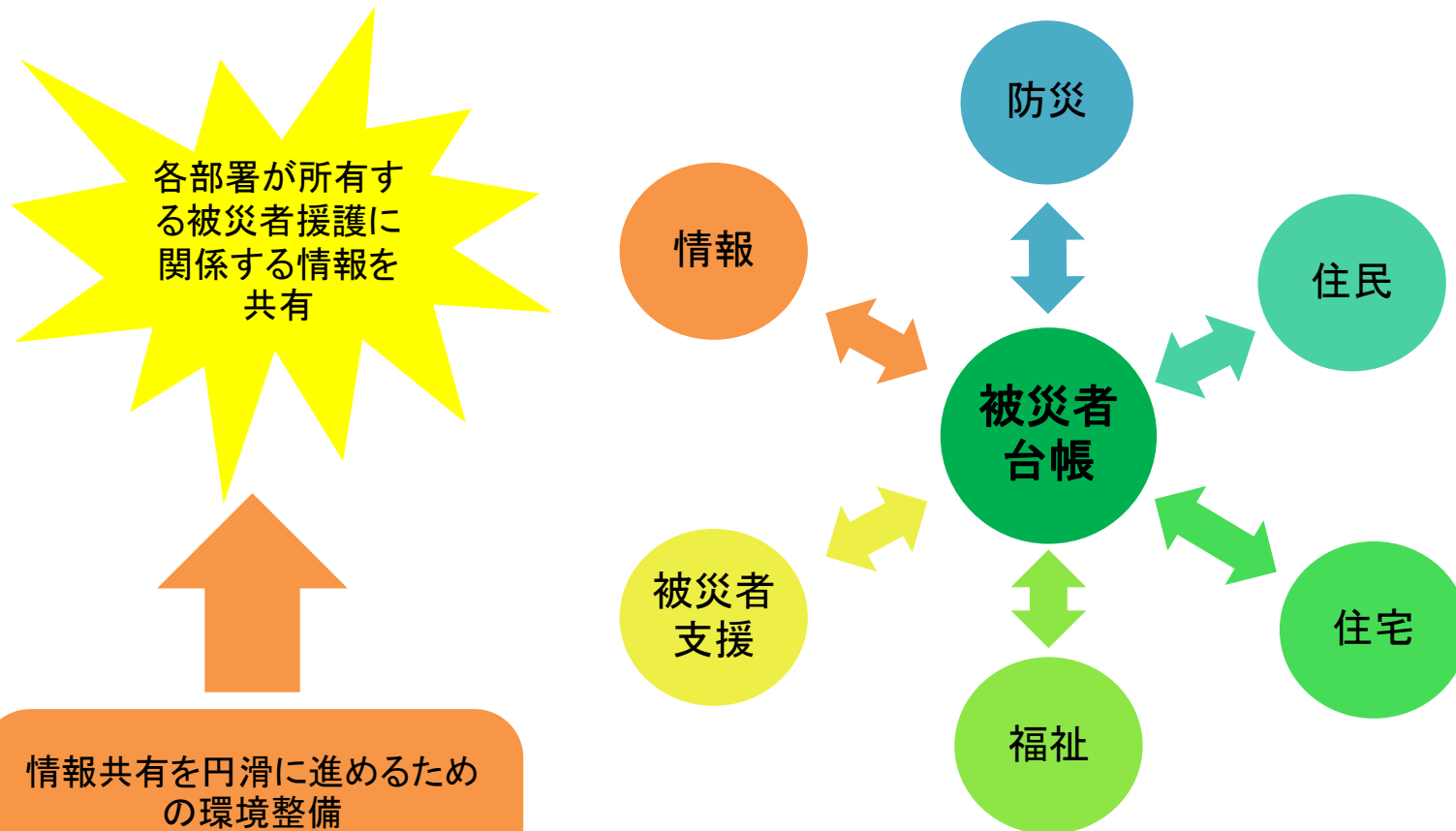


被災者台帳の整備について

資料3

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの

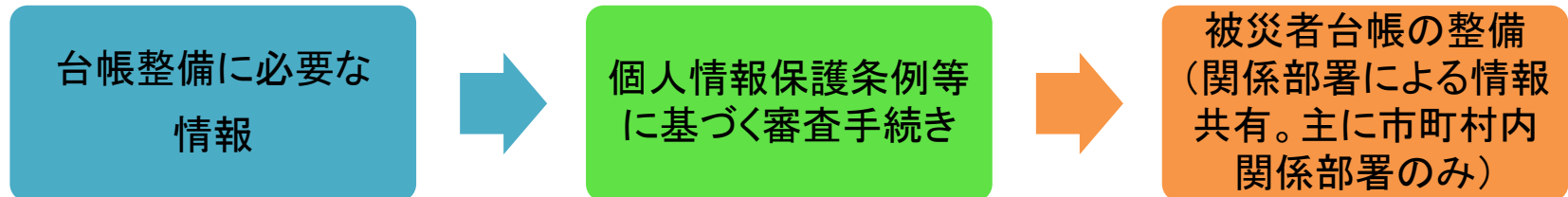


情報共有を円滑に進めるための環境整備
(法令に規定を定めることで、個人情報保護条例上の「目的外使用」を行えるように)

被災者台帳の目的

- 当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合に整備するもの
- 当該市町村内の関係部署において、情報を共有し、被災者の援護を行うために活用
- 一定の手続き等により、必要な情報を他の地方公共団体、その他の団体にも提供することも可能とすることで、被災者の援護をより効率的に行うことも可能に

法令整備前に生じていた主な課題



- 必要な情報について、審査手続き等を経ることが必要なため、時間がかかり、災害発生後の迅速な情報共有が困難
(→災害発生前から審査手続き等を行っておくことにより対応可能であるが、実際に災害発生前から手続き等を行っている地方公共団体は多くない)
- 「目的外使用」への理解について、法令による明確な目的が明示されていなかったため、関係部署(特に保有情報を提供する部署)からの協力を得ることが困難
- 他の地方公共団体(都道府県、市町村外避難者がいる場合の避難先市町村等)との情報提供、情報収集に関する手続きが明示されていなかったため、他の地方公共団体との情報共有が困難
- 被災者の援護のための各種支援措置がある事業者等への情報提供について、手続きが明示されていなかったため、市町村が保有する被災の情報について、外部提供が困難

課題解決のために災害対策基本法において「被災者台帳」を整備

被災者台帳整備の主なメリット



○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除(いずれかの部署で収集し、共有する)による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する(対象者である)被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能



○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



○被災者の負担軽減、的確な援護実施

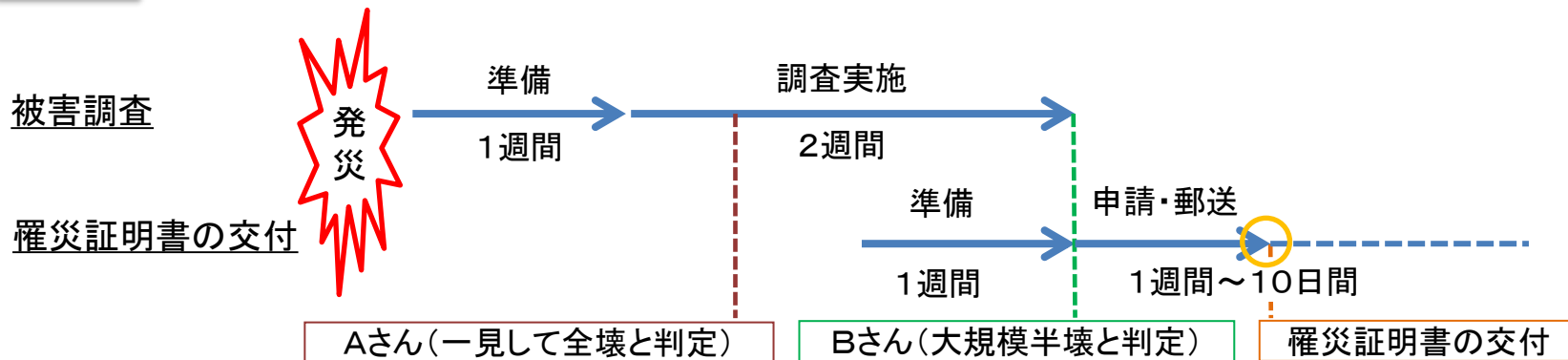
- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される

被災者台帳の整備による被災者支援の迅速化

被災者台帳を活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策(当該市町村業務)について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能(都道府県等についても、所定の手続きを経ることで対応可能)

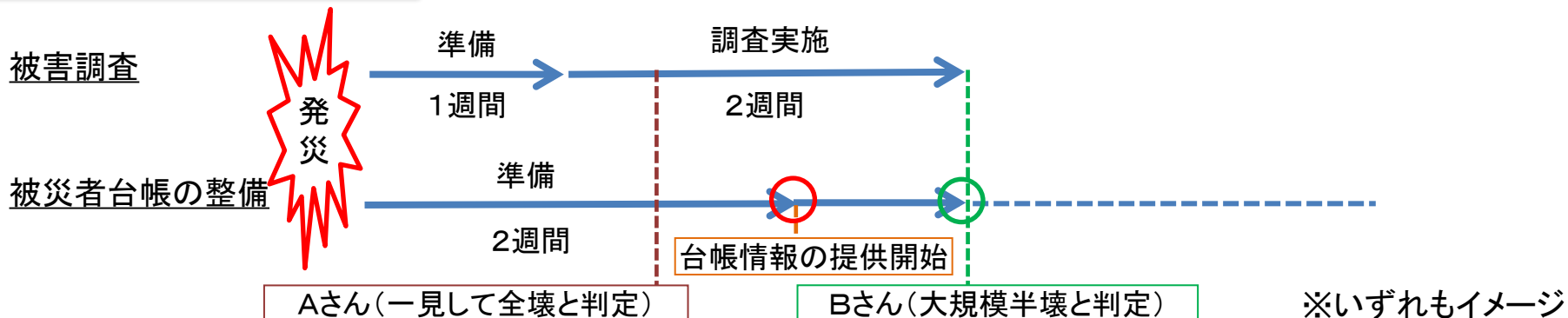
従来

被災者支援施策を利用できるようになるまでに、Aさん、Bさんともに発災から4週間程度(○)を要する



被災者台帳を導入した場合

Aさんは発災から2週間程度(○)、Bさんは3週間程度(○)で被災者支援策を利用可能



被災者台帳の掲載・記録項目

1. 災害対策基本法第90条の3

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2. 災害対策基本法施行規則第8条の5

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ 罹災証明書の交付の状況
- ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

※詳細な援護の実施等に関する項目、市町村長が必要と認める事項等の事例について、平成26年度に内閣府において調査を実施予定

外部からの情報収集、外部への情報提供

①市町村内における台帳情報(法第90条の4第1項第2号)

- ・被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用することは可能

②被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の3第4項)

- ・関係地方公共団体等へ被災者台帳整備に必要な情報の提供を求めることができる(例:都道府県における災害救助法に基づく援護の状況等)
- ・提供を求められた関係地方公共団体においては、個人情報保護条例等における「法令の定め」により、目的外使用(情報提供)が可能

③他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第3号)

- ・他の地方公共団体は、被災者の援護のために必要な限度で、台帳情報の提供を求めることができる
- ・提供を求められた台帳整備市町村においては、個人情報保護条例等における「法令の定め」により、目的外使用(情報提供)が可能
- ・本人同意は不要とされている

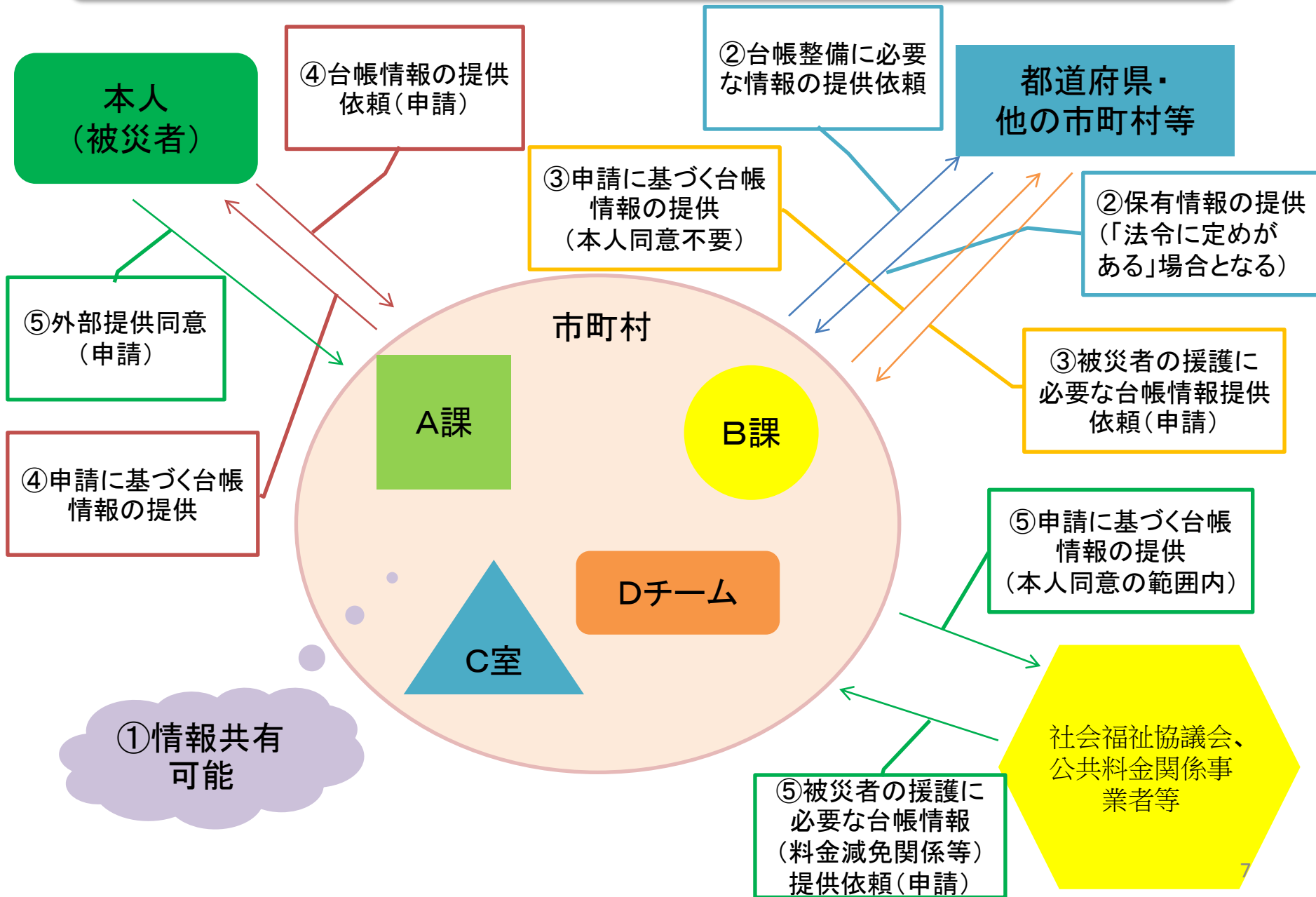
④本人の台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第1号)

- ・本人は、台帳情報の提供を求めることができる
- ・提供を求められた台帳整備市町村においては、求められた台帳情報を提供

⑤本人同意を得た台帳情報提供(法第90条の4第1項第1号)

- ・本人の同意があるときに限り、本人が同意した提供先に台帳情報の提供することができる
- ・本人が同意した提供先においては、被災者の援護に必要な情報について提供依頼を台帳整備市町村に対して行う
- ・台帳整備市町村においては、本人の同意の範囲内で、台帳情報を提供する

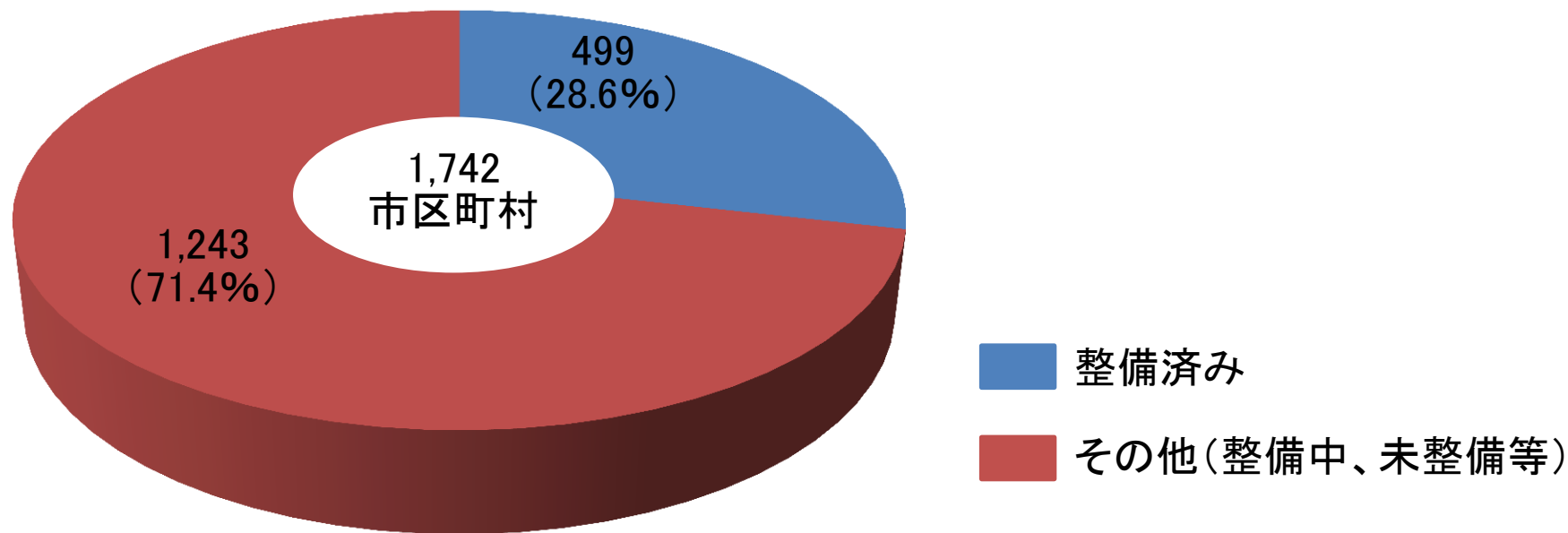
外部からの情報収集、外部への情報提供



<参考>被災者情報管理業務システム整備状況

全市区町村のうち「災害時の被災者情報管理」業務システムを整備済みの市区町村数及びその割合

- 平成25年4月1日現在で、全国1,742市区町村のうち、「災害時の被災者情報管理」業務システムを整備済みの市区町村は、499団体 (28.6%)



※:『地方自治情報管理概要 ～電子自治体の推進状況(平成25年4月1日現在)～』
(平成26年3月 総務省自治行政局地域情報政策室)を基に作成

被災者台帳整備推進に当たっての課題

○市町村内組織に関する事項

- ・関係部署とはどの部署か
- ・どの部署が主体となって整備していくのか(災害対応部署、被災者支援担当部署、(システム導入の場合)情報担当部署、総括的部署等)
- ・関係部署における役割分担
- ・関係部署における協議の場の設定
- ・被災者台帳整備の基準(数値的な基準を作って対応するか、災害ごとの判断とするか)
- ・BCPにおける位置づけ

○被災者台帳掲載項目(被災者情報)に関する事項

- ・市町村内各部署が保有する情報の中で、被災者の援護に必要な情報の洗い出し
- ・情報の保有形式の把握(システム、Excel、紙等)
- ・情報収集のルール(各部署からの提供形式、提供のタイミング、台帳掲載項目設定等)
- ・情報共有のルール(用途が限定される情報については、アクセス可能な部署を限定、情報の取り扱いに関する関係部署の統ルール(規則・要綱等))

○制度、個人情報保護に関する制度の周知・研修

- ・被災者台帳制度、個人情報保護法令、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー等に関する職員への周知及び資質向上

被災者台帳整備推進への取組み

①調査事業

被災者台帳の整備・推進 平成26年度予算 26百万円

事業概要・目的

- 災害対策基本法に位置付けられた被災者台帳について、掲載すべき項目等に関する調査・検討を行い、そのとりまとめ結果を先進事例集、ガイドライン及び留意事項チェックリストとして地方公共団体に提示する。あわせて、台帳の必須の記載事項である住家被害の状況についての調査の実施体制の確保を図る。これらにより、地方公共団体における情報の共有化等を進め、適切な被災者支援及び地方公共団体の事務の効率化・迅速化を促進する。

(被災者台帳の作成)

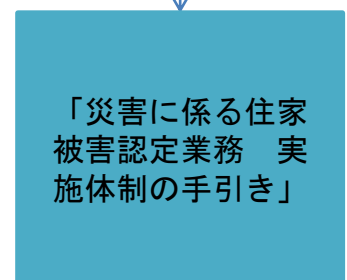
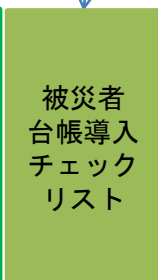
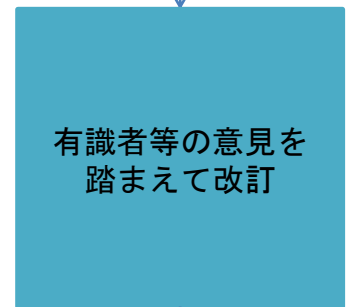
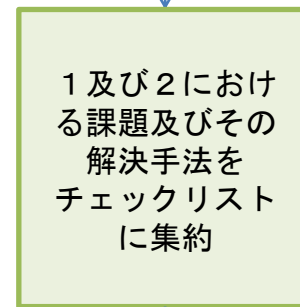
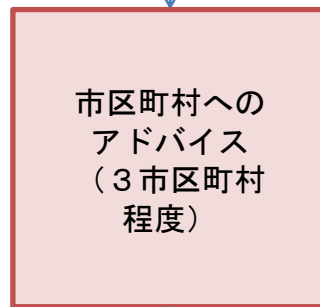
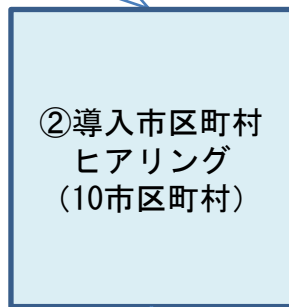
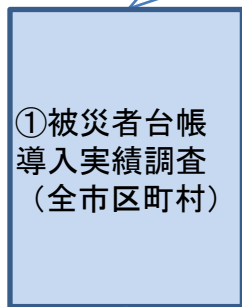
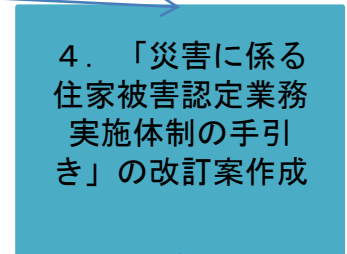
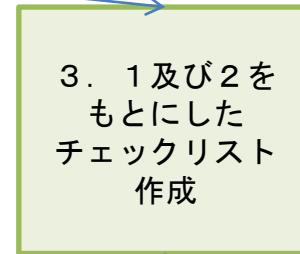
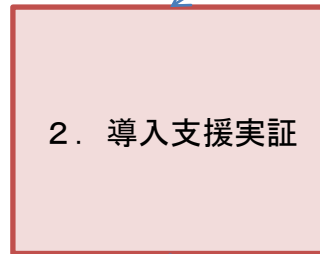
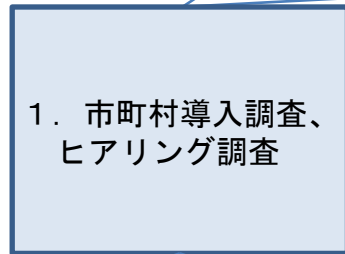
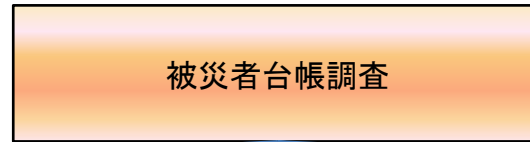
第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる。

事業イメージ・具体例

- 被災者台帳については、既に一部の地方公共団体で整備が進んでいるが、地方公共団体ごとにその掲載項目等にばらつきがあり、また、情報を有する多くの部署の調整が課題となっている。加えて、大規模災害発生時に、他の地方公共団体から応援に来たときに、一定の仕組みがない場合、円滑な被災者台帳の活用が困難。

このため、被災者台帳を活用した円滑な被災者の援護がなされるよう、過去に被災者台帳を整備したことがある地方公共団体等に対する調査や、未導入の地方公共団体の協力を得た導入実証支援を行い、その成果を事例集、ガイドライン及び留意事項チェックリストとして地方公共団体に提示する。あわせて、台帳の必須の記載事項である住家被害の調査の実施体制を構築するためのマニュアルを整備する。

事業の具体的なイメージ



被災者台帳整備推進への取組み

②簡易なファイルの提供

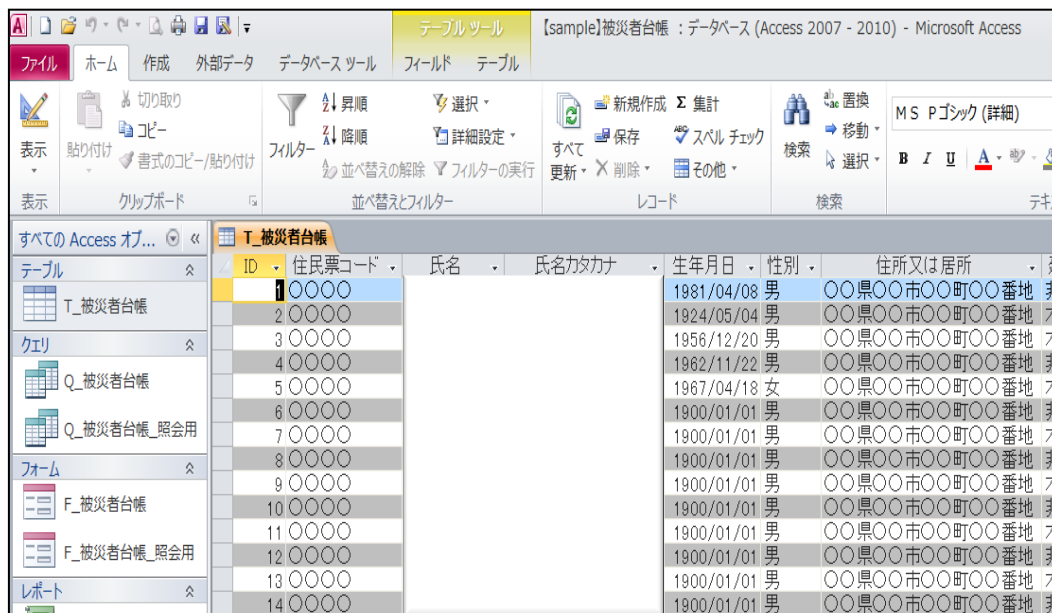
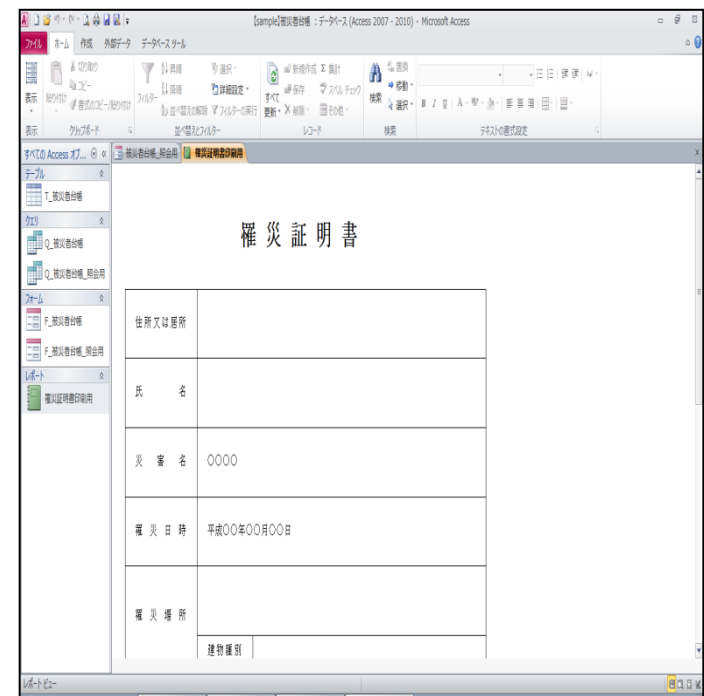
○人口規模、財政状況、システムに関して知見を有する職員の不在等により、民間等で開発されているシステムを導入することが困難な市町村に対する支援として、Access版及びExcel版のファイルを内閣府において試作品を作成。

○入力データ量の限界、同時更新への課題等、一定の制約があるが、未整備の市町村への支援の一環として、公開を予定。

○平成26年度「被災者台帳調査」事業により、被災者台帳に掲載するデータ項目が定まった後、当該データ項目を踏まえた見直しを行い、平成26年度中に公開を目指す（内閣府、総務省及び総務省消防庁ホームページにおいて、加工可能なかたちで提供予定）。

○ただし、平成26年度中に発生した災害における被災者支援について、当該ファイルの活用を希望する市町村に対しては、試作品を提供する（試作品を活用した市町村に感想を聴取し、試作品の性質向上に努める）。

被災者台帳 (Access版・試作品)



- ※個表形式、リスト形式によるデータ管理が可能。
- ※罹災証明書発行機能も付与。
- ※各市町村においても加工可。

被災者台帳 (Excel版・試作品)

被災者台帳 (データベース) - Microsoft Excel

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 Acrobat

標準 ページレイアウト ユーザー設定 全画面表示 ルーラー 数式バー 枠線 見出し

ズーム 100% 選択範囲に合わせて拡大/縮小

新しいウィンドウを開く 整理 ウィンドウ枠の固定

分割 表示しない 再表示

並べて比較 同時にスクロール ウィンドウの位置を元に戻す

作業状態のウィンドウの保存 切り替え

マクロ

項目	No	枝番(住戸)※マン	枝番(世帯)※世帯	氏名	性別	続柄	続柄2	続柄3	生年月日	住所(住民登録地)
法令上の位置づけ				法	法	規則	規則	規則	法	法
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4
条文				9003 1	9003 3	805 2	805 2	805 2	9003 2	9003 4

被害認定等集計表(被災者集計表)

コマンド

75%

14:26 2014/05/23

被災者台帳整備推進への取組み

③制度の概要、提供様式例の公開

○被災者台帳に関する制度の概要、災害対策基本法に基づく被災者台帳情報の提供のために必要とされる様式の例示を内閣府ホームページ上で公開。

The screenshot shows a Windows Internet Explorer browser window displaying the Cabinet Office website. The address bar shows the URL: <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisiyagousei/daichou.html>. The page title is "被災者台帳 - 内閣府". The main content area features a header with the Cabinet Office logo and the slogan "みんなで減災" (Everyone together to reduce disasters). Below the header, there are navigation links for disaster information, including "被災者台帳" (Disaster Victims Register). The main content area lists several document templates for providing disaster victim information, such as "被災者台帳の概要" (Overview of the Disaster Victims Register) and "被災者台帳情報提供の様式例" (Sample forms for providing disaster victim information).

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

防災情報のページ

みんなで減災

文字の大きさ 標準 大きく

English

災害状況 ▶ 新着情報 ▶ 地震・津波対策 ▶ 火山対策 ▶ 風水害対策 ▶ 雪害対策
防災対策制度 ▶ 災害応急対策 ▶ 教育・啓発 ▶ 国際防災協力 ▶ 会議・報告 ▶ 広報・報道

検索

内閣府共通検索

ホーム > 防災対策・制度 > 被災者台帳

被災者台帳

- 被災者台帳の概要 (PDF: 414KB)
- 被災者台帳情報提供の様式例 (本人) (WORD: 39KB)
- 被災者台帳情報外部提供同意の様式例 (WORD: 47KB)
- 被災者台帳情報提供依頼文書例 (地方公共団体) (WORD: 27KB)
- 被災者台帳情報提供依頼文書例 (NPO・民間等) (WORD: 27KB)

このホームページについて ▶ アクセシビリティ ▶ サイトマップ

内閣府政策統括官 (防災担当) 〒 100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 電話番号: 03-5253-2111 (大代表)

Copyright©2012 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.

信頼済みサイト | 保護モード: 無効

15:04
2014/05/23